

定住自立圏構想の概要について

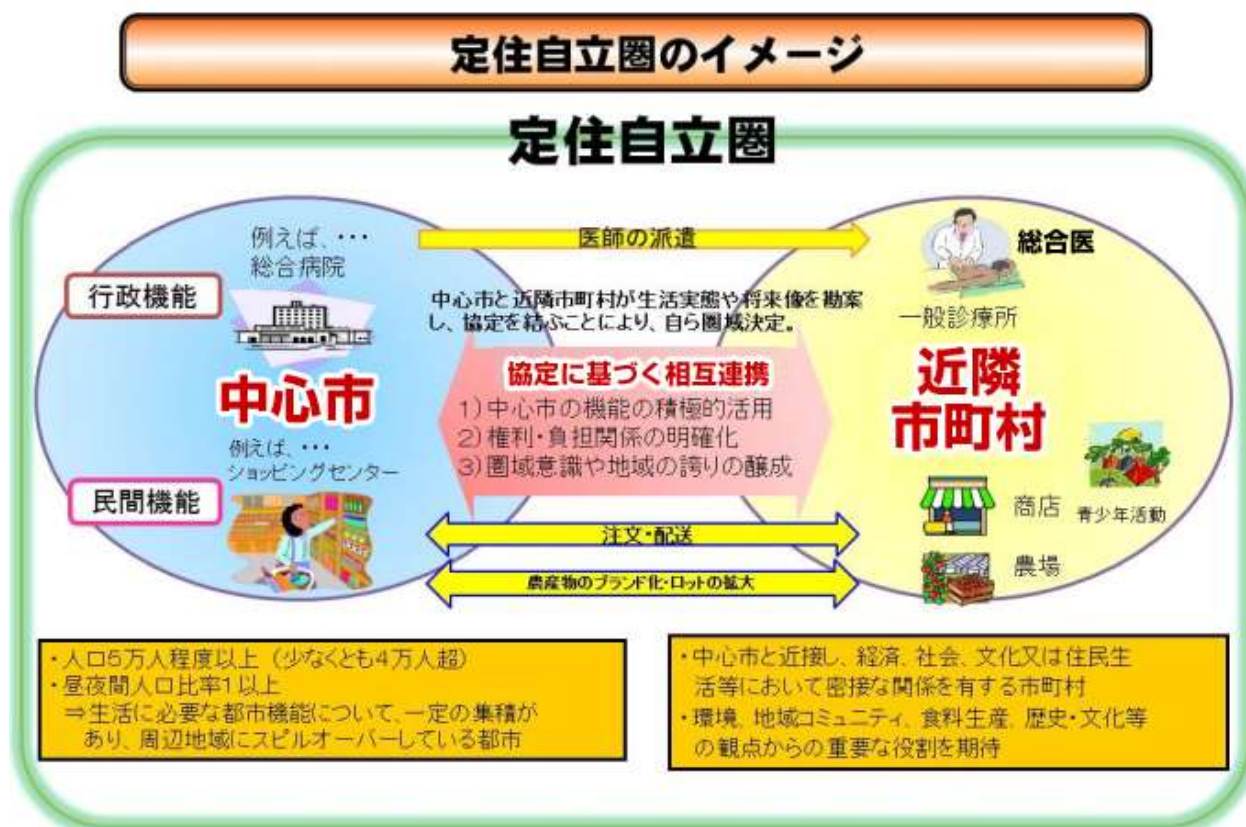
1 定住自立圏構想の趣旨

我が国は、今後、総人口の減少及び少子化・高齢化の進行が見込まれており、特に地方においては、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が想定されている。

このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。

こうしたことから、定住自立圏構想は、市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策として創設されたものである。

(図表 1)



(出典：総務省HP)

2 全国を取組状況

平成 28 年 4 月 1 日時点で、全国の延べ 485 の市町村において 108 圏域が形成され、各政策分野で広域連携による取組が進められている。特に、医療・産業振興・地域公共交通の分野については、ほとんどの圏域で取り組まれており、生活機能の確保や地域の活性化に向けた連携が図られているところである。

茨城県には、中心市の要件を満たす市が 8 市（水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市）あるが、県内市町村が中心市となって定住自立圏を形成したのは、水戸市を中心市とする茨城県央地域がはじめてとなる。また、県内では、平成 26 年 1 月に大子町が大田原市を中心市とする栃木県、福島県の 2 市 6 町間で「八溝山周辺地域定住自立圏形成協定」を締結し、連携した取組を進めているほか、平成 28 年 4 月に結城市が小山市を中心とする栃木県、茨城県の 3 市 1 町間で「小山地区定住自立圏形成協定」を締結し、平成 29 年度からの事業実施を目指している。

3 定住自立圏形成の具体的な手順

(図表 2)



- (1) 一定の要件を満たす「中心市」が、「中心市宣言」により圏域における定住自立圏形成に向けた中心的な役割を担う意思を表明する。
- (2) 中心市宣言を行った市が、住民生活等において密接な関係を有する近隣の市町村との間で、議会の議決を経た上で、1対1で「定住自立圏形成協定」を締結し、人口定住のために必要な生活機能を確保するための相互の役割分担を決める。
- (3) 中心市が、生活機能確保の役割を担う民間や地域の関係者、圏域住民で構成する「圏域共生ビジョン懇談会」での検討を経て、協定締結した他の市町村との協議の上、「定住自立圏共生ビジョン」(おおむね5年程度を想定)を策定し、圏域の将来像や、具体的な取組内容及びその成果を決める。
- (4) 「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、中心市および近隣市町村が役割分担した上で、具体的な取組を展開する。
- (5) 「定住自立圏共生ビジョン」は、取組の成果を勘案しながら、毎年度見直す。

※ 広域的な市町村合併を行った、一定の要件を満たす合併市は、一市で定住自立圏を形成することが考えられ、そのための手順も想定しています。(上記(2)の「定住自立圏協定」の締結が「定住自立圏形成方針」の策定となります。)

また、定住自立圏に関する取組は、市町村が自主的に行うものであり、その手続きに際して国への事前の申請や国の承認を必要としません。

(出典：総務省資料)

4 財政措置

総務省では、定住自立圏に関する取組を推進するため、定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業、定住自立圏共生ビジョン懇談会等に要する経費に対し、包括的財政措置として、次のとおり特別交付税措置を講じることとしている。

(1) 対象団体

定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した近隣市町村

(2) 対象経費

- ①定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費
- ②定住自立圏共生ビジョン懇談会の開催に要する経費（旅費，謝金）＊中心市のみ
- ③定住自立圏の取組について，圏域住民への普及啓発に要する経費

※ただし、事業費から国庫補助金等の特定財源の額及び他の特別交付税措置の算定項目により措置された額を控除した額に限る。また、職員の給与又は給与に相当する経費については対象としない。

(3) 措置額

ア 中心市

対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。ただし、おおむね8,500万円（＊詳細は調整係数等を乗じて算出）を上限とする。

イ 近隣市町村

対象経費の一般財源の合計額とする。ただし、1,500万円を上限とする。

なお、包括的財政措置のほか、地域活性化事業債において、「定住自立圏推進事業」を対象とすることや、外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税措置）、民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置、更には、個別の施策分野における財政措置として、病診連携等による地域医療確保に対する財政措置（特別交付税措置）などが講じられることになっている。